

# 令和6年1月定例会議案

久喜市教育委員会

## 議 案 目 録

議案第 1 号	令和 6 年度久喜市一般会計予算（案）に係る 意見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・	1
議案第 2 号	久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る意 見聴取について・・・・・・・・・・・・・・・・	2
議案第 3 号	久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助 執行に関する規則の一部を改正する規則につ いて・・・・・・・・・・・・・・・・	4
議案第 4 号	久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改 正する訓令について・・・・・・・・・・・・・・・・	6
議案第 5 号	久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付 金給付事業実施要綱について・・・・・・・・	18

議案第1号

令和6年度久喜市一般会計予算（案）に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、令和6年度久喜市一般会計予算（案）について意見を求められたので議決を求める。

令和6年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫

議案第2号

久喜市公共施設個別施設計画の改定に係る意見聴取について

久喜市長から地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、久喜市公共施設個別施設計画の改定について意見を求められたので議決を求める。

令和6年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫



久ア第523号  
令和6年 1月10日

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼 光夫 様

久喜市長 梅田 修



地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づく意見聴取  
について（諮問）

このことについて、下記の久喜市公共施設個別施設計画の一部改定についてを久喜市  
議会令和6年2月定例会議に議案として上程したいので、地方教育行政の組織及び運営  
に関する法律第29条の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

記

○貴委員会へ意見を求める事項

- ・久喜市公共施設個別施設計画の一部改定について

担当  
アセットマネジメント推進課  
管理・計画係  
藤本・古畑（内線2462）

議案第 3 号

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する  
規則の一部を改正する規則について

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一  
部を、別紙のとおり改正することについて議決を求める。

令和 6 年 1 月 2 4 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則

久喜市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成29年久喜市教育委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

栗橋総合支所総務管理課の職員	久喜市栗橋いきいき活動センターしずか館の利用受付に関すること。
----------------	---------------------------------

附 則

この規則は、令和6年3月1日から施行する。

議案第4号

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令に  
ついて

久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を、別紙のとおり改正する  
ことについて議決を求める。

令和6年1月24日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿沼光夫



久喜市立小・中学校職員服務規程の一部を改正する訓令

久喜市立小・中学校職員服務規程（平成22年久喜市教育委員会訓令第6号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項ただし書中「第21号」を「第22号」に改め、同条第6項を削り、同条第7項中「第3号」を「第4号」に改め、同項を同条第6項とし、同項の次に次の1項を加える。

7 職員が、県勤務時間等規則第12条第1項第8号に規定する休暇を受けようとするときは、第3項の規定による願出の際、要介護者の状態等申出書（様式第6号の2）を添えなければならない。

第10条第8項中「第24号」を「第25号」に改める。

第18条第1項中「始まる日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内に育児休業をしようとする場合にあっては、2週間前）」を、「満了する日の1月前」の次に「（当該請求に係る子の出生の日から起算して57日までの期間内にしている育児休業（当該期間内に延長後の育児休業の期間の末日とされる日があることとなるものに限る。）の期間を延長しようとする場合にあっては、2週間前）」を加え、同条第4項を削り、同条第5項中「育児休業等計画書」を「育児短時間勤務計画書（様式第17号）」に改め、同項を同条第4項とし、同条第6項を同条第5項とする。

第22条の8中「様式第21号の8」を「様式第21号の10」に改め、同条を第22条の10とする。

第22条の7中「様式第21号の7」を「様式第21号の9」に改め、同条を第22条の9とする。

第22条の6第1項中「様式第21号の6」を「様式第21号の8」に改め、同条を第22条の8とする。

第22条の5第1項中「様式第21号の5」を「様式第21号の7」に改め、同条を第22条の7とする。

第22条の4の次に次の2条を加える。

(高齢者部分休業の承認申請)

第22条の5 職員は、地方公務員法第26条の3第1項の規定により高齢者部分休業の承認の申請をしようとするときは、教育長が別に定める日までに、高齢者部分休業承認申請書(様式第21号の5)を久喜市教育委員会に提出することができる。

2 久喜市教育委員会は、高齢者部分休業の承認の申請をした職員に対し、当該申請の内容を確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(高齢者部分休業の変更承認等申請)

第22条の6 高齢者部分休業をしている職員は、現に承認を受けている高齢者部分休業の一部を変更し、又は取消しをしようとするときは、高齢者部分休業変更承認等申請書(様式第21号の6)を久喜市教育委員会に提出することができる。

2 前条第2項の規定は、前項に規定する申請について準用する。

様式第14号を次のように改める。

(表)

様式第14号 (第18条関係)

育児休業承認請求書		年	月	日
埼玉県教育委員会 様		学 校 名	.....	
		職 名	.....	
		氏 名	.....	
次のとおり 育児休業の承認 育児休業の期間の延長 を請求します。				
1 請求に係る子	氏 名			
	続 柄			
	生年月日	年	月	日
2 請求の内容	<input type="checkbox"/> 育児休業の承認 (次に掲げる育児休業の承認を除く。)			
	<input type="checkbox"/> 同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。)			
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の最初の延長				
<input type="checkbox"/> 育児休業の期間の再度の延長 (同一の子に係る3回目以後の育児休業の承認 (既に2回の育児休業 (育児休業法第2条第1項各号に掲げる育児休業を除く。) を取得した場合のものに限る。)、育児休業の期間の再度の延長又は非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業の承認が必要な事情を記入すること。)				
.....				
.....				
3 請求期間	年	月	日から	年 月 日まで
4 既に育児休業をした期間	年	月	日から	年 月 日まで
	年	月	日から	年 月 日まで
	年	月	日から	年 月 日まで
	年	月	日から	年 月 日まで
5 配偶者	氏 名			
	育児休業期間	年	月	日から 年 月 日まで
6 備考				

(裏)

- (注) 1 この請求書（職員の育児休業等に関する条例（以下「条例」という。）第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業及び育児休業の期間の延長に係るものを除く。）には、請求に係る子の氏名、請求者との続柄及び生年月日を証明する書類（医師又は助産師が発行する出生（産）証明書等）又はその写しを添付すること。
- 2 「2 請求の内容」欄の「非常勤職員の1歳6か月までの子若しくは2歳までの子の育児休業」とは、条例第2条の3第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当してする育児休業をいう。
- 3 子の出生前に請求する場合は、「3 請求期間」欄は出産予定日以後の期間とし、「1 請求に係る子」欄の記入及び証明書類の添付は、出生後、速やかに行うこと。
- 4 条例第3条第6号に掲げる事情に該当してする育児休業をしようとする場合は、所属所名、職名、氏名、「3 請求期間」欄及び「4 既に育児休業をした期間」欄のみを記入すること。
- 5 「5 配偶者」欄は、非常勤職員が1歳2か月までの子、1歳6か月までの子又は2歳までの子の育児休業をしようとする場合（条例第2条の3第2号若しくは第3号に掲げる場合又は第2条の4に規定する場合に該当して育児休業の承認を請求する場合）に記入すること。
- 6 「6 備考」欄には、（1）請求に係る子以外に3歳に満たない子を養育する場合にあってはその氏名、請求者との続柄及び生年月日、（2）請求に係る子が養子の場合にあっては養子縁組の効力が生じた日、（3）請求に係る子が特別養子縁組に係る監護期間中の者、養子縁組里親として委託を受け養育する者又は条例第2条の2に規定する者である場合にあっては当該監護期間が開始した日又は委託を受けた日、（4）請求に係る子以外の子について現に育児休業の承認を受けている場合にあってはその旨並びに当該承認に係る子の氏名及び当該承認の請求に係る期間等について記入すること。
- 7 該当する口には△印を記入すること。

様式第17号を次のように改める。

育児短時間勤務計画書

年 月 日

埼玉県教育委員会 様

学 校 名 \_\_\_\_\_  
 職 名 \_\_\_\_\_  
 氏 名 \_\_\_\_\_

職員の育児休業等に関する条例第11条第5号の規定に基づき、再度の育児短時間勤務の承認の請求をする予定ですので、育児短時間勤務の計画について次のとおり提出します。

なお、次の記載事項に変更が生じた場合は遅滞なく届け出ます。

1 請求に係る子			
子の氏名		生年月日	年 月 日
2 請求者の計画			
請求期間	年 月 日から	年 月 日まで	
再度の請求予定期間	年 月 日から	年 月 日まで	
3 備 考			

(注) 1 育児短時間勤務計画書は、育児短時間勤務承認請求書と同時に（変更の届出の場合は、記載事項に変更が生じた後遅滞なく）提出すること。

2 「請求期間」欄には、育児短時間勤務承認請求書に記載した請求期間を記入すること。

3 子の出生前に提出する場合は、「1 請求に係る子」欄の記入は、出生後、速やかに行うこと。

4 変更の届出の場合は、1及び2の記載事項のうち変更する箇所のみ記入すること。

様式第21号の8中「第22条の8関係」を「第22条の10関係」に改め、同様式を様式第21号の10とする。

様式第21号の7中「第22条の7関係」を「第22条の9関係」に改め、同様式を様式第21号の9とする。

様式第21号の6中「第22条の6関係」を「第22条の8関係」に改め、同様式を様式第21号の8とする。

様式第21号の5中「第22条の5関係」を「第22条の7関係」に改め、同様式を様式第21号の7とする。

様式第21号の4の次に次の2様式を加える。

(表)

高齢者部分休業承認申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 様

学 校 名 \_\_\_\_\_

職 名 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

<p>1 申請期間</p>	<p>年 月 日 から 年 月 日 まで (定年退職日)</p>
<p>2 休業時間 (1週間当たり)</p>	<p>時間 (内訳 )</p>
<p>3 申請理由</p>	

- (注) 1 「2 休業時間 (1週間当たり)」欄は、申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。  
 2 高齢者部分休業の承認の取消しを申請する場合は、裏面に記入し、申請することができる。



(裏)

受 理				高齢者部分休業の承認の 請求を取り消す時間			時間数	備考
				月日	午 前	午 後		
決 裁 権 者					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	
					時 分から 時 分まで	時 分から 時 分まで	時間 分	

(注) 受理欄の職名等は適宜変更又は増減できること。

高齢者部分休業変更承認等申請書

年 月 日

久喜市教育委員会 様

学 校 名.....

職 名.....

氏 名.....

次のとおり高齢者部分休業の承認を請求します。

1 変更・取消しの理由	
2 変更後の期間	年 月 日 から 年 月 日 まで
3 変更後の休業時間 (1週間当たり)	(内訳 時間 )

(注)「3 変更後の休業時間 (1週間当たり)」欄は、変更の承認を申請しようとする休業時間の内訳を併記すること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第 5 号

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱について

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱を、別紙のとおり制定することについて議決を求める。

令和 6 年 1 月 2 4 日提出

久喜市教育委員会  
教育長 柿 沼 光 夫

## 久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、食材費等の物価高騰が幼稚園の給食に係る経費に甚大な影響を与えていることを踏まえ、幼稚園が提供する給食の質及び量を維持し、幼稚園を利用する児童の保護者が負担する給食費（以下「給食費」という。）を増額させないため、市内の幼稚園に対し、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金（以下「給付金」という。）を給付する久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この告示において「幼稚園」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園であり、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第31条第1項の規定による市の確認を受けていないものをいう。

### (給付対象者)

第3条 給付金の給付の対象となる者は、市内において幼稚園を運営するものとする。

### (給付金額)

第4条 給付金の額は、令和6年1月初日時点における幼稚園に在籍する園児数に500円及び令和6年1月から令和6年3月までの期間の月数を乗じて得た額とする。

### (給付の申請)

第5条 給付金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 令和6年1月初日の幼稚園に在籍する児童数が確認できる書類
- (2) 幼稚園を利用する児童の保護者への重要事項説明書その他の給食費の額が確認できる書類

(3) その他市長が必要と認める書類

2 申請書の提出期限は、市長が別に定める。

(給付の決定)

第6条 市長は、申請書を受理したときは、速やかにその内容を審査して給付の可否を決定し、幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付（不給付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(給付の条件)

第7条 市長は、給付金の決定に当たり、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 申請者は、令和6年1月から令和6年3月までの間、給食費を増額しないこと。

(2) 申請者は、令和6年1月から令和6年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。

(3) 申請者は、給付金の給付を受けることにより、前2号に掲げる事項を実施することについて、幼稚園を利用する児童の保護者に対し、周知すること。

(請求等)

第8条 第6条の規定により給付の決定を受けた申請者は、幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付請求書（様式第3号）により、市長に給付金を請求するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、申請者に対し、給付金を給付するものとする。

(給付の決定の取消し及び給付金の返還)

第9条 市長は、申請者が偽りその他不正の手段により給付金の給付を受けたと判明したときは、給付の決定を取り消し、当該申請者に対し、期限を定めて給付した給付金の返還を求めるものとする。

(調査等)

第10条 市長は、給付金の給付を適正に行うため必要があるときは、申請者に対し、必要事項について報告させ、又は職員に関係帳簿等を調査させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条の規定により給付の決定をした給付金については、第8条から第10条までの規定は、同日後も、なおその効力を有する。

様式第1号(第5条関係)

幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付申請書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地  
法人名  
代表者職・氏名

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金の給付について、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 施設名

2 申請額 金 円

3 同意事項

- (1) 令和6年1月から令和6年3月までの間、給食費を増額しないこと。
- (2) 令和6年1月から令和6年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。
- (3) 給付金の給付を受けることにより、(1)及び(2)を実施することについて、幼稚園を利用する児童の保護者に対し周知すること。

4 添付書類

- (1) 令和6年1月初日の幼稚園に在籍する児童数が確認できる書類
- (2) 幼稚園を利用する児童の保護者への重要事項説明書その他給食費の額が確認できる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類



様式第2号（第6条関係）

幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付（不給付）決定通知書

久 第 号  
年 月 日

様

久喜市長



年 月 日付けで申請のありました、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金について、下記のとおり給付（不給付）の決定をいたしましたので、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第6条の規定により通知します。

記

（給付の決定の場合）

1 施設名

2 給付決定額 金 円

3 給付の条件

- (1) 令和6年1月から令和6年3月までの間、給食費を増額しないこと。
- (2) 令和6年1月から令和6年3月までの間、給食の質及び量を維持すること。
- (3) 給付金の給付を受けることにより、(1)及び(2)を実施することについて、幼稚園を利用する児童の保護者に対し周知すること。

（不給付の決定の場合）

不給付の理由

様式第3号（第8条関係）

幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付請求書

年 月 日

久喜市長 あて

所在地

法人名

代表者職・氏名

⑩

久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金の給付について、久喜市幼稚園における給食費等高騰対策給付金給付事業実施要綱第8条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 施設名

2 請求額 金 円

3 給付金の振込先

金融機関名		支店名	
預金の種類	普通・当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			